

ご存知ですか？『上島町ふるさと事業費補助金等交付制度』

【目 的】

この制度は、「新たな交流による人も自然も輝くまち・上島」をテーマとしたまちづくりのため、ふるさとを大切にする運動を地域住民等が主体又は一体となって実施する公共的活動に対して、その活動費の全部又は一部を補助・支給することを目的とします。

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、次に掲げる事業です。

- (1)ふるさとをきれいにする運動 → 町内公共的施設等の補修・清掃・緑化活動、町花・町木普及運動等
- (2)ふるさとをよく知る運動 → ふるさとの活性化に役立つイベントの開催等
- (3)ふるさとをよく伝える運動 → ふるさとの文化的財産の調査・研究等
- (4)ふるさと環境整備運動 → 町内の道路・側溝・公共施設の整備（集会所は除く）
- (5)上記のほか、住みよいふるさとづくりを推進するための事業等町長が必要と認めた事業

【補助対象経費】

この事業の補助対象となる経費及び物品は、次とします。

- (1)地域住民等の自発的な意向に基づく事業。
- (2)国又は県の補助を受けていない事業。

※ 原則として補助（支給）は、地域住民等が、上島町内において労力の提供を伴い実施する事業で、当該事業に必要とされるものの原材料費及び原材料費相当部分並びに物品とします。ただし、他に転用又は個人の財産となり得る備品（製品）については補助対象としません。

※ 事業内容によっては、補助限度額等を定めていますので、ご注意ください。

この制度に関する詳細・活用を希望される場合は、各総合支所担当課へお問い合わせ・手続きください。

弓削総合支所企画情報課	77-2500(代)	生名総合支所総務課	76-3000(代)
岩城総合支所総務課	75-2500(代)	魚島総合支所総務課	78-0011(代)

京阪神方面の皆さん応援に来てください！

「島づくりキャラバン2008 in 大阪」～上島町も出展します～

■日時 平成20年5月3日(土)～5日(月) 10:00～17:00

■会場 インテックス大阪 (ニュートラム中ふ頭駅下車徒歩3分)
大阪市住之江区南港北1-5-102

■主催 国土交通省、(財)日本離島センター

■概要 日本各地の島が出展します。

上島町の各島（弓削島、岩城島、生名島、魚島等）の紹介
イベント案内、観光案内、特産品の紹介及び販売など

■参加団体：全国各地の離島の市町村、観光協会、商工会、NPO等
上島町から2人の農家と職員が参加します。



うおしま



いきな



ゆ げ

上島町出身のみなさんも応援してください！！
一緒に上島町をPRしましょう☆

《お問い合わせ》

上島町弓削総合支所企画情報課 TEL 0897-77-2500
担当者 村上 島本



いわぎ

国民年金

国民年金保険料の 学生納付特例制度 をご存知ですか？

20歳になれば、学生の方も、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

学生納付特例制度は、所得が少なく保険料を納めることが困難な学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

■ご本人の所得のみで審査します

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定します。申請は毎年度必要です。

■手続される方は

上島町役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所で行ってください。

〔必要なもの〕年金手帳・学生証または在学証明書・印鑑（ご本人が自署する場合は不要）

■手続の簡素化について

前年度に学生納付特例制度が承認された方でハガキ様式の申請書が送付された方について、引き続き学生納付特例制度を申請する場合は、ハガキ様式の申請書に学校名、氏名、住所等を記入のうえ郵便ポストへ投函ください。



社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁では、年金に関する最新情報や国民年金・厚生年金等の制度についてより深く知っていただくためホームページを開設しています。

愛媛社会保険事務局ホームページ <http://www.sia.go.jp/~ehime/>

県内社会保険事務所の年金相談窓口の休日及び夜間の開設日等のご案内をしています。

平成20年度の自動車税（県税）

納期限は6月2日です

自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。必ず納期限内に収めてください。なお、便利な口座振替制度もあります。口座振替納付届は、金融機関、地方局税務課で用意していますので、ご利用ください。

【問合せ先】

今治市旭町 1-4-9
東予地方局今治支局税務室
TEL 0898-23-2500
FAX 0898-25-4100



軽自動車税（町税）減免申請について

軽自動車税について身体障害等を理由とする減免を受けるには、条例に基づき減免申請をしていただく必要があります。申請される方は、次の要領をお願いします。

■申請期限 平成20年 5月20日（火）

■申請に必要なもの

- ◎身体障害者手帳又は療育手帳等 ◎運転免許証
- ◎印鑑 ◎車検証（原付の場合は必要なし）
- ◎軽自動車納税通知書

■減免対象

- 1 歩行困難な身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車
 - 2 18歳未満の身体障害者又は精神障害者と生計を一にし、身体障害者又は精神障害者を常時介護するものが所有する軽自動車（1台に限る）
 - 3 身体障害者等が専用に利用する構造の軽自動車
- ※ 自動車税（県税）の減免者は対象外とする。

■申請場所及び問い合わせ先

- ・弓削総合支所住民課 TEL 77-2500
- ・生名総合支所住民課 TEL 76-3000
- ・岩城総合支所住民課 TEL 75-2500
- ・魚島総合支所住民課 TEL 78-0011